

ネーミングライツパートナー
選考基準

令和2年8月改訂
茅ヶ崎市

目次

I	総則.....	1
II	選考体制.....	1
III	選考方法概要.....	1
IV	資格選考（資格要件の確認）.....	1
V	提案選考（提案内容の評価）.....	3

別紙

I 総則

このネーミングライツパートナー選考基準（以下「選考基準」という。）は、「ネーミングライツ導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、ネーミングライツの優先交渉権者を公正に選考するためのものである。

II 選考体制

関係部局の職員からなる「ネーミングライツパートナー選考委員会」（以下「選考会」という。）を設置し、選考会において実施する。

なお、選考会は、次の委員をもって組織する。（「選考会設置要綱」参照）

委員長	企画部長
副委員長	総務部長
委員	財務部長
委員	対象施設等所管部局長

III 選考方法概要

「優先交渉権者の選定」（別紙参照）の選考方法は、資格選考（資格要件の確認）及び提案選考（提案内容の評価）により実施する。

IV 資格選考（資格要件の確認）

資格選考は、次の1～5を確認し、ネーミングライツパートナーとしての適否を判断する。

1～5のうち、一つでも資格不備の場合には、応募者を失格とします。

資格選考のうち、1～4については、該当施設等の所管課が、応募者が提出した応募書類等に基づき、資格要件の確認を行い、結果を委員会に報告することとします。

1 応募方法（施設等所管課による確認）

- (1) 募集期間内の応募か否かであるかの確認を行う。（当該ネーミングライツパートナー募集要項参照）
- (2) 次の申込書及び関係書類の確認を行う。

- ① ネーミングライツパートナー申込書[第2号様式]
- ② 社会貢献（地域貢献）への取り組み[第3号様式]
- ③ パートナーメリット[第4号様式] ※提案希望者のみ提出
- ④ 定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑤ 直近3箇年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ⑥ 直近3箇年分の国税（法人税）、消費税及び地方消費税、都道府県税（法人事業税）、市町村税（法人住民税）の納税証明書

2 愛称付与の条件（施設等所管課による確認）

次の愛称付与の条件を満たしているかの確認を行う。

- (1) 市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称であるか
- (2) 施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定した愛称であるか（当該ネーミングライツパートナー募集要項参照）

3 使用を禁止する愛称（施設等所管課による確認）

次の使用を禁止する愛称でないかの確認を行う。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性・宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他について主義又は主張に当たるもの
- (6) その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

4 応募資格を有しない者（施設等所管課による確認）

次の応募資格を有しない者でないかの確認を行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- (2) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準により指名停止等をうけている団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- (6) 公序良俗に反する事業を行う団体
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- (8) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- (9) その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

5 応募者の経営の安定性等（選考会による確認）

申込関係書類である「直近3箇年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）」から、応募者の経営の安定性等の確認を行う。

V 提案選考（提案内容の評価）

IVの資格選考で資格要件を満たしている応募者を対象に、次の「愛称」（30点）、「契約期間」（15点）「社会貢献（地域貢献）の取り組み」（10点）、「ネーミングライツ料」（45点）の各選考項目について、評価ポイントに基づき評価を行い、各評価ポイントが設ける配点において、その評価の点数化を行う。

点数化の結果、各委員の合計点数が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、次点以下の交渉順位についても決定する。

なお、各委員の合計点数が6割以下の場合には、応募者を失格とすることができる。また、合計点数の最も高い応募者が同点で複数となった場合には、ネーミングライツ料の点数が最も高い応募者、次に市内に本社や支社や営業所等を有している応募者の順で優先交渉権者とする。

1 愛称（配点：30点）

愛称について、次のとおり、「分かりやすさ」（10点）・「呼びやすさ」（10点）・「施設等のイメージに合っているか」（10点）といった評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点を2倍して得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
愛称（合計30点）						
分かりやすさ（※1）（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2
呼びやすさ（※2）（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2
施設等のイメージと合っているか（10点）	1	2	3	4	5	評価点×2

※1 分かりやすさとは、理解できる、簡単である（複雑でない）ことをいう。

※2 呼びやすさとは、読みやすい、聞き取りやすいことをいう。

2 契約期間（配点：15点）

契約期間について最も長い期間を提案した応募者に、配点の満点である15点を点数とする。他の応募者の点数は、その契約期間を最も長い契約期間で除して算出した率を配点の満点である15.0点に乗じて得た点数とする。

【基本算定式】 $15 \text{ 点} \times (\text{当該契約期間} \div \text{最高契約期間}) = \text{点数}$

【例①】 A者：5年、B者：4年、C者3年

A者： $15 \text{ 点} \times (5 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 15 \text{ 点}$

B者： $15 \text{ 点} \times (4 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 12 \text{ 点}$

C者： $15 \text{ 点} \times (3 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}) = 9 \text{ 点}$

3 社会貢献（地域貢献）の取り組み（配点：10点）

社会貢献（地域貢献）の取り組みについて、次のとおり「理念」（5点）・「実績及び今後の計画」（5点）といった評価ポイントから、5段階評価を行い、その評価点で得た点数とする。

評価ポイント（配点）	評価点					点数
	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている	
社会貢献（地域貢献）の取り組み（合計10点）						
理念（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1
実績及び今後の計画（5点）	1	2	3	4	5	評価点×1

4 ネーミングライツ料（配点：45点）

ネーミングライツ料について最も高い金額を提案した応募者に、配点の満点である45点を点数とする。他の応募者の点数は、そのネーミングライツ料を最も高いネーミングライツ料で除して算出した率を配点の満点である45.0点に乗じて得た点数とする。

なお、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料未満の場合は、「市の希望するネーミングライツ料」を「最も高い金額を提案した応募者のネーミングライツ料」に置き換えて算出する。

また、応募者のネーミングライツ料が、市の希望するネーミングライツ料の50%以下の場合は、0点とする。

【基本算定式】 $45 \text{ 点} \times (\text{当該ネーミングライツ料} \div \text{最高ネーミングライツ料}) = \text{点数}$

【例①】 市：100万円、A者：200万円、B者：150万円、C者50万円

A者： $45 \text{ 点} \times (200 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 45 \text{ 点}$

B者： $45 \text{ 点} \times (150 \text{ 万円} \div 200 \text{ 万円}) = 33.75 \text{ 点}$

C者：提案金額が市の希望するネーミングライツ料の50%以下=0点

【例②】 市：100万円、A者：80万円、B者：50万円

A者： $45 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 36 \text{ 点}$

B者：提案金額が市の希望するネーミングライツ料の50%以下=0点

【例③】 市：100万円、A者：80万円、B者60万円

A者： $45 \text{ 点} \times (80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 36 \text{ 点}$

B者： $45 \text{ 点} \times (60 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円}) = 27 \text{ 点}$

ネーミングライツ導入手続きの流れ

直営施設

指定管理者導入施設

